

岐阜県建設工事の入札に参加予定の皆様へ

岐阜県発注工事では、

社会保険等未加入者*との一次下請契約を締結することは原則できません。

平成30年1月1日以降に契約を締結する工事からは、以下のとおり変わります。

岐阜県発注工事では、

全ての下請負人*を社会保険等加入業者に限定します。

また、二次下請負以下において社会保険等未加入業者があった場合には、

受注者に対して30日の猶予期間*2内での加入指導を求めます。

猶予期間内に下請負（二次以下を含む）の社会保険等加入確認がなされなかった場合は、**受注者に対し、**

○**入札参加資格停止**

○**工事成績評定の減点**

を行います。

二次下請負以下が原因でのこれらの措置は平成30年7月から実施します。

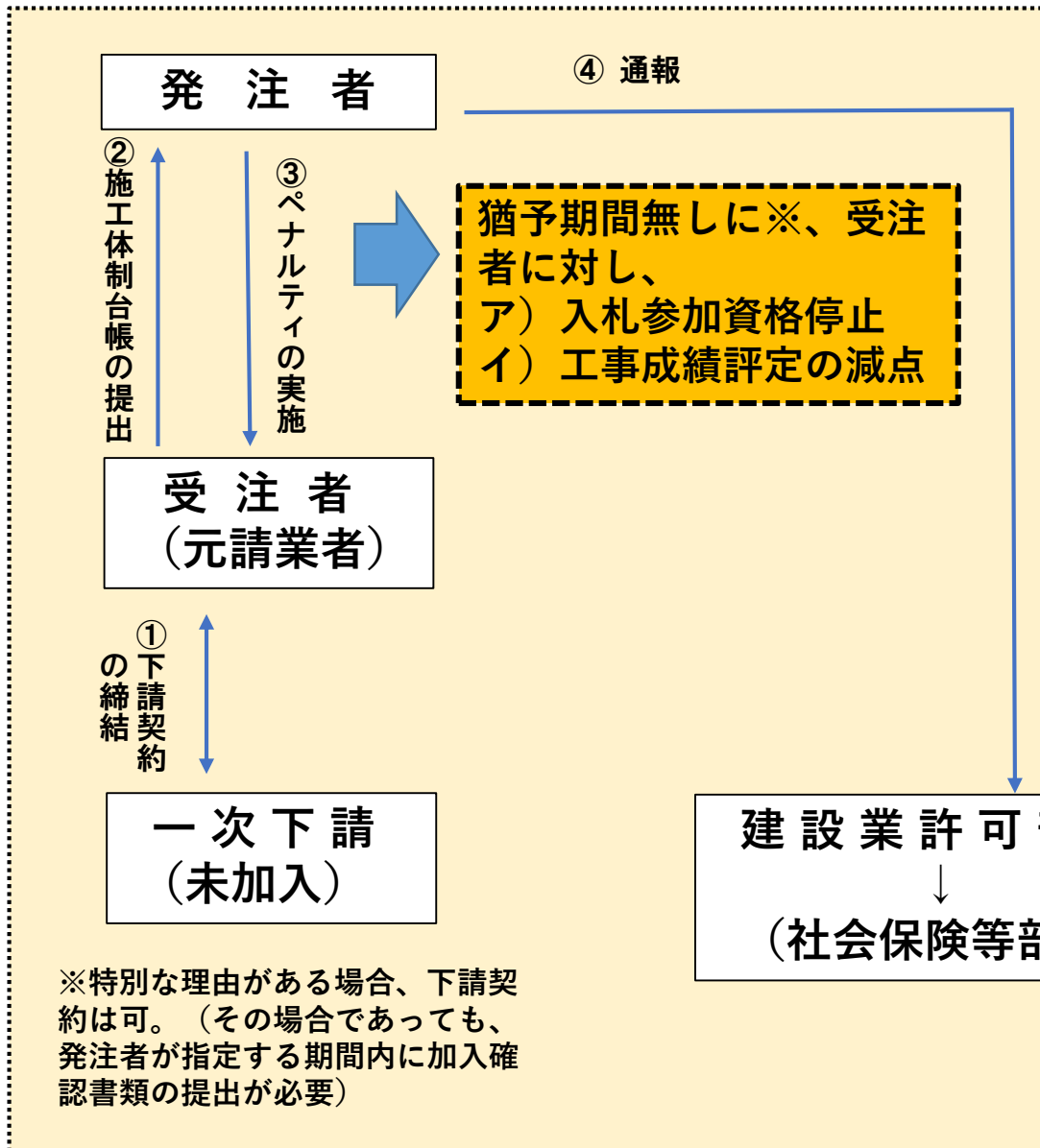
建設業においては、下請企業を中心に、雇用・医療・年金保険に係る法定福利費を適正に負担しない企業が存在し、若年入職者の減少の一因となっているほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する企業ほど競争上不利になるなど、中長期的な担い手の確保・育成に向けた課題が生じています。このため、官民を挙げて社会保険加入の徹底を図るとともに、企業間での公平で健全な競争環境の構築等を図る観点から上記制度を実施します。

* **建設業者以外の下請負人（安全誘導警備員、測量、地質調査等）、建設業許可を有しない下請負人、一人親方など適用除外となる者や加入企業に所属する（個人負担保険料未納の）現場作業員は対象としません。**

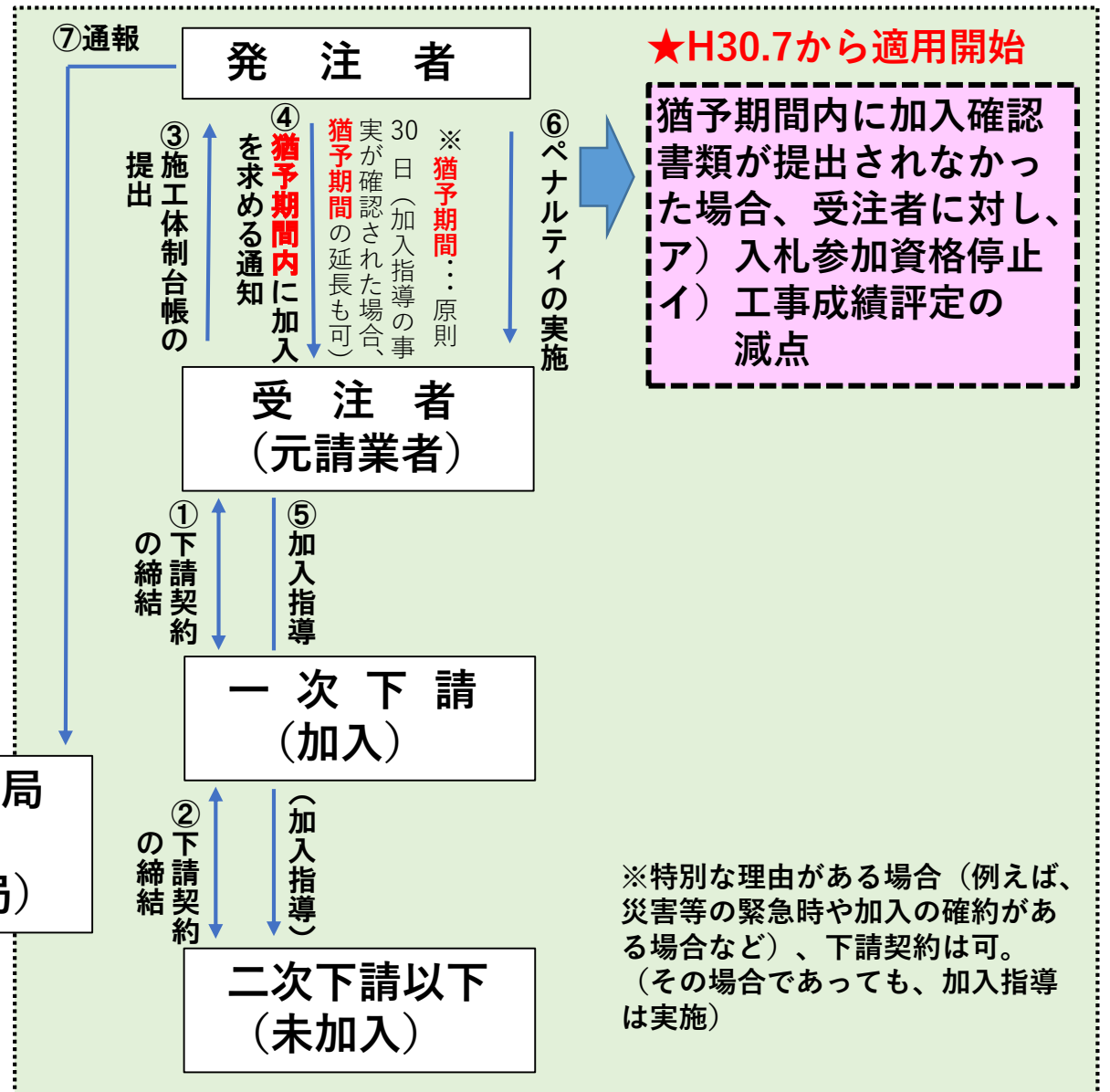
*2 加入指導の事実が確認された場合、猶予期間の延長（二次下請は30日を1回、三次下請以下は30日を2回まで）を行います。

岐阜県発注の建設工事における社会保険等未加入対策（平成30年1月1日から）

【一次下請が未加入】



【二次下請以下が未加入】



「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における「適切な保険」について

| 所属する事業所 | | 就労形態 | 労働保険 | 社会保険 | |
|---------|---------|----------|--------|---|------|
| 事業所の形態 | 常用労働者の数 | | 雇用保険 | 医療保険 (いずれか加入) | 年金保険 |
| 法人 | 1人～ | 常用労働者 | 雇用保険※3 | <ul style="list-style-type: none"> ・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※1 | 厚生年金 |
| | — | 役員等 | — | <ul style="list-style-type: none"> ・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※1 | 厚生年金 |
| 個人事業主 | 5人～ | 常用労働者 | 雇用保険※3 | <ul style="list-style-type: none"> ・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※1 | 厚生年金 |
| | 1人～4人 | 常用労働者 | 雇用保険※3 | <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等) | 国民年金 |
| | — | 事業主、一人親方 | — | <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等) | 国民年金 |

「下請指導ガイドライン」における「適切な保険」の範囲

3保険

健康保険及び厚生年金保険

3保険

雇用保険
(医療保険と年金保険については個人で加入)

医療保険と年金保険については個人で加入
(但し、一人親方は請負としての働き方をしている場合に限る)※2

※1 年金事務所健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険組合に加入する。

※3 週所定労働時間が20時間以上等の要件に該当する場合は常用であるか否かを問わない。

※2 詳しくは、一人親方「社会保険加入にあたっての判断事例集」参照。

□ : 事業主に従業員を加入させる義務があるもの

□ : 個人で加入